

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

告 示	ページ
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (経営支援課)	1
○大規模小売店舗の新設の届出に関する 意見の概要 (")	2
○道路の区域変更 (道 路 課)	2
○道路の供用開始 (")	3
公 告	
○令和4年度後期技能検定試験の実施 (雇用労働政 策課)	3
高知県教育委員会規則	
◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則	7
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出 (2件)	7
○政治団体の届出事項の異動の届出	7
○政治団体の解散の届出	8
○資金管理団体でなくなった旨の届出	8

告 示

高知県告示第728号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和4年9月2日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 橋 正喜
- (2) 届出者の住所
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
四万十ショッピングガーデン
四万十市具同八反田3189-2
- (4) 変更した事項並びに変更年月日及び変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者名	代表者名	住所	変更年月日及び変更理由
株式会社西松屋チェーン	代表取締役 大村 禎史	兵庫県姫路市飾東町庄266 番地の1	—
株式会社ファーストリテイリング	代表取締役 柳井 正	山口県山口市佐山717-1	—
株式会社ワークウェイ	代表取締役 奥村 恭明	高知市百石町一丁目1番21号	—
株式会社メガネトップ	代表取締役 富澤 昌宏	静岡県静岡市葵区伝馬町8 番地の6	—
株式会社マックハウス	代表取締役 白土 孝	東京都杉並区梅里一丁目7 番7号	—
株式会社チヨダ	代表取締役	東京都杉並区荻窪四丁目30	—

	舟橋 浩司	番16号	
株式会社紀久屋	代表取締役 上田 晃司	岡山県岡山市北区表町一丁目7番33号	—

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所	変更年月日及び変更理由
株式会社西松屋チェーン	代表取締役 大村 浩一	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	令和2年8月21日 代表者の変更による
株式会社ファーストリテイリング	代表取締役 柳井 正	山口市佐山10717番地1	令和2年7月17日 住所の変更による
株式会社ワークウェイ	代表取締役 奥村 恭明	高知市百石町一丁目1番21号	—
株式会社メガネトップ	代表取締役 富澤 昌宏	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	—
株式会社マックハウス	代表取締役 坂下 和志	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	令和3年5月19日 代表者の変更による
株式会社チヨダ	代表取締役 町野 雅俊	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号	令和3年5月20日 代表者の変更による
株式会社紀久屋	代表取締役 上田 晃司	岡山県岡山市北区表町一丁目7番33号	—
尾崎 裕一	代表 尾崎 裕一	宿毛市中央2-8-18	平成30年3月31日 入店による

2 届出年月日

令和4年6月29日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課
四万十市役所

4 意見書に記載すべき事項

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

高知県告示第729号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による意見書の提出があつたので、同条第3項の規定により次にとおり告示する。

令和4年9月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見（以下「意見」という。）の対象となつた届出に係る告示
令和4年4月高知県告示第477号
- 2 意見の対象となつた届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
エースワン潮江店
高知市仲田町5番35号ほか
- 3 意見の概要
 - (1) 交通事故防止に万全を期すること。特に歩行者の安全には十分に注意すること。
 - (2) 当該事業所内に騒音規制法、振動規制法、高知県公害防止条例及び高知市公害防止条例に定められた施設等を有する場合は届出の必要があること。
 - (3) 当該箇所は、騒音規制指定地域の第3種区域に指定されており、上記施設を有する場合は、敷地境界において騒音規制基準が適用され、当該届出資料で予測された地点c'における騒音レベルの最大値は、この基準を上回る数値となつている。可能な限り防音対策を実施し、環境の保全に努めるとともに、周辺の住民から苦情等が発生した場合には、騒音防止に努めるようにすること。
 - (4) 関係車両の通行については、朝夕の通勤・通学の時間帯を避けるなど、周辺の住民生活に支障をきたすことのないよう十分配慮すること。
 - (5) 市道への土砂流出のないように注意し、施工すること。
 - (6) 関係車両の通行等で市道を汚損した場合には、速やかに道路管理者に連絡のうえ、これを復旧すること。
 - (7) 第三者と紛議を生じたときは、届出者の責任においてその紛議を解決すること。

高知県告示第730号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和4年9月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年9月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町下津 井字鼻山793番45	前	20.5 }	59
	後	23.6 }	58
		29.0	

高知県告示第731号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和4年9月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年9月2日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町下津井字鼻 山793番45	58	令和4年9月2日

公 告

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定により、令和4年度後期技能検定試験の実施について次のとおり公告する。

令和4年9月2日

高知県知事 濱田 省司

1 実施する等級、検定職種等

実施する等級並びに等級に応じ実施する検定職種及び作業は、次のとおりとし、実技試験及び学科試験によって行う。

(1) 特級職種

鋳造、金属熱処理、機械加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 一級及び二級職種

さく井(ロータリー式さく井工事作業)、工場板金(機械板金作業又は数値制御タレットパンチプレス板金作業)、機械検査(機械検査作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、半導体製品製造(集積回路チップ製造作業又は集積回路組立て作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業又はプリント配線板製造作業)、自動販売機調整(自動販売機調整作業)、時計修理(時計修理作業)、油圧装置調整(油圧装置調整作業)、農業機械整備(農業機械整備作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製作業)、和裁(和服製作業)、パン製造(パン製作業)、菓子製造(洋菓子製造作業又は和菓子製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業又は鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(アスファルト防水工事作業、合成ゴムシート防水工事作業、塩化ビニルシート防水工事作業又は改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業)、樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)、カーテンウォール施工(金属製カーテンウォール工事作業)、ガラス施工(ガラス工事作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業又は機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)、金属材料試験(機械試験作業又は組織試験作業)、塗装(鋼橋塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)及び舞台機構調整(音響機構調整作業)

(3) 三級職種

造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業)、機械検査(機械検査作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(シーケンス制御作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業又はプリント配線板製造作業)、時計修理(時計修理作業)、内燃機関組立て(量産形内燃機関組立て作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、和裁(和服製作業)、家具製作(家具手加工作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、配管(建築配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋施工図作成作業又は鉄筋組立て作業)、機械・プラント製図(機械製図手書き作業又は機械製図CAD作業)、電気製図(配電盤・制御盤製図作業)及び広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)

(4) 単一等級職種

電子回路接続(電子回路接続作業)及びバルコニー施工

(金属製バルコニー工事作業)

2 実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

令和4年12月5日(月)から令和5年2月12日(日)までの間において、別途高知県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

検定職種ごとに次のとおりとする。

(ア) 特級、一級、二級、三級(高等学校に在学する者その他の知事が別に定める者を除く。)及び単一等級職種

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
鋳造	(特級職種)	18,200円
金属熱処理		
機械加工		
工場板金		
めっき		
仕上げ		
機械検査		
電子機器組立て		
電気機器組立て		
半導体製品製造		
自動販売機調整		
油圧装置調整		
建設機械整備		
婦人子供服製造		

プラスチック成形		18,200円（25歳未満の在職者にあつては、9,200円）
パン製造		
さく井	ロータリー式さく井工事作業	
工場板金	機械板金作業	
	数値制御タレットパンチプレス板金作業	
電子回路接続	電子回路接続作業	
電気機器組立て	シーケンス制御作業	
半導体製品製造	集積回路チップ製造作業	
	集積回路組立て作業	
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業	
	プリント配線板製造作業	
自動販売機調整	自動販売機調整作業	
時計修理	時計修理作業	
油圧装置調整	油圧装置調整作業	
農業機械整備	農業機械整備作業	
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工作業	
パン製造	パン製造作業	
菓子製造	洋菓子製造作業	
	和菓子製造作業	
建築大工	大工工事作業	
かわらぶき	かわらぶき作業	

配管	建築配管作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋施工図作成作業
	鉄筋組立て作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
防水施工	アスファルト防水工事作業
	合成ゴム系シート防水工事作業
	塩化ビニル系シート防水工事作業
	改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業
樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事作業
カーテンウォール施工	金属製カーテンウォール工事作業
バルコニー施工	金属製バルコニー工事作業
ガラス施工	ガラス工事作業
金属材料試験	機械試験作業
	組織試験作業
塗装	鋼橋塗装作業
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ作業
舞台機構調整	音響機構調整作業

機械検査	機械検査作業	15,100円（25歳未満の在職者にあつては、6,100円）
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製作業	
和裁	和服製作作業	13,300円（25歳未満の在職者にあつては、4,300円）
機械・プラント製図	機械製図手書き作業	
		機械製図CAD作業
電気製図	配電盤・制御盤製図作業	
備考 この表において「25歳未満の在職者」とは、技能検定における二級又は三級の実技試験を受検する者で、当該試験の実施日が属する年度の4月1日において25歳に達しておらず、かつ、当該試験の受検を申請する日において雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であるもの（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第2項に規定する別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）をいう。		

（イ） 三級職種（高等学校に在学する者その他の知事が別に定める者に限る。）

検定職種	実技試験の試験科目	手数料
造園	造園工事作業	12,100円（25歳未満の在職者にあつては、3,100円）
機械加工	普通旋盤作業	
電子機器組立て	電子機器組立て作業	
電気機器組立て	シーケンス制御作業	
プリント配線板製造	プリント配線板設計作業	
	プリント配線板製造作業	
時計修理	時計修理作業	
内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て作業	

冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工作業	
家具製作	家具手加工作業	
プラスチック成形	射出成形作業	
建築大工	大工工事作業	
かわらぶき	かわらぶき作業	
配管	建築配管作業	
型枠施工	型枠工事作業	
鉄筋施工	鉄筋施工図作成作業	
	鉄筋組立て作業	
広告美術仕上げ	広告面粘着シート仕上げ作業	
機械検査	機械検査作業	10,100円(25歳未満の在職者にあつては、2,900円)
和裁	和服製作作業	8,900円(25歳未満の在職者にあつては、2,900円)
機械・プラント製図	機械製図手書き作業	
	機械製図CAD作業	
電気製図	配電盤・制御盤製図作業	
備考 この表において「25歳未満の在職者」とは、技能検定における三級の実技試験を受検する者で、当該試験の実施日が属する年度の4月1日において25歳に達しておらず、かつ、当該試験の受検を申請する日において雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者であるもの(出入国管理及び難民認定法第2条の2第2項に規定する別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)をいう。		

エ 問題の公表
 実技試験の問題は、あらかじめ令和4年11月28日(月)に高知県職業能力開発協会に掲示して公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。
 (2) 学科試験
 ア 実施期日
 検定職種ごとに次のとおりとする。
 (ア) 特級職種

検定職種	実施期日
鋳造 金属熱処理 機械加工 工場板金 めっき 仕上げ 機械検査 電子機器組立て 電気機器組立て 半導体製品製造 自動販売機調整 油圧装置調整 建設機械整備 婦人子供服製造 プラスチック成形 パン製造	令和5年1月29日(日)

(イ) 一級、二級及び単一等級職種

検定職種	実施期日
機械検査 電気機器組立て 婦人子供服製造 配管 型枠施工 ガラス施工 金属材料試験	令和5年1月22日(日)
さく井 工場板金 自動販売機調整 時計修理	令和5年1月29日

油圧装置調整 農業機械整備 冷凍空調和機器施工 和裁 パン製造 防水施工 カーテンウォール施工 機械・プラント製図 パルコニー施工	
舞台機構調整	令和5年2月1日(水)
半導体製品製造 プリント配線板製造 菓子製造 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 樹脂接着剤注入施工 電気製図 塗装 広告美術仕上げ 電子回路接続	令和5年2月5日(日)

(ウ) 三級職種

検定職種	実施期日
電気機器組立て 内燃機関組立て 配管 型枠施工	令和5年1月22日
造園 時計修理 冷凍空調和機器施工 和裁 家具製作 機械・プラント製図	令和5年1月29日
機械加工 機械検査 電子機器組立て プリント配線板製造	令和5年2月5日

プラスチック成形 建築大工 かわらぶき 鉄筋施工 電気製図 広告美術仕上げ	
------------------------------------------------------	--

イ 実施場所

別途高知県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 手数料

3,100円

3 受検の申請手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（知事が別に定めるものとする。）

イ 受検手数料振込金領収書（写し）

ウ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し

(2) 書類の提出先

高知市布師田3992番地4（高知県立地域職業訓練センター内） 高知県職業能力開発協会

なお、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

(3) 書類の受付期間

令和4年10月3日（月）から同月14日（金）まで（郵送による場合は、令和4年10月14日付けの消印のあるものまで受け付ける。）

(4) 技能検定受検申請書の交付

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙及び受検案内は、高知県職業能力開発協会が交付する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書すること。

(5) 手数料の納付方法等

手数料は、申請書に添えて納付すること。

なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

受検の申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は、返還しない。

4 合格者の発表等

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、高知県職業能力開発協会が書面で通知し、技能検定に合格した者の受検番号は、令和5年3月10日（金）に高知県立高知高等技術学校のホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151304/>）に掲載する。

5 技能検定合格証書等の交付

特級、一級又は単一等級の技能検定に合格した者には厚生労働大臣から、二級又は三級の技能検定に合格した者には高知県知事から、それぞれ合格証書が交付される。

また、技能検定に合格した者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

6 その他

この技能検定について不明な点は、高知県立高知高等技術学校（電話番号088-847-6601）又は高知県職業能力開発協会（電話番号088-846-2300）に問い合わせること。

教育委員会規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和4年9月2日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第12号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の土佐清水市の項を次のように改める。

土佐清水市	布小学校	昭和34年4月1日
	下ノ加江小学校	令和4年4月1日
	窪津小学校	平成28年4月1日
	足摺岬小学校	平成2年1月1日
	布中学校	昭和34年4月1日
	下川口中学校	昭和47年5月1日
	貝ノ川中学校	昭和34年4月1日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第124号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年9月2日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

名称 (代表者の氏名)	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党高知県高知市第七支部 (海治 甲太郎)	大上 由希子	高知市横浜新町五丁目1607番地	○	令4・7・20

高知県選挙管理委員会告示第125号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年9月2日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
白石伸一後援会	加藤 和	川村 祐奈	長岡郡本山町大石1690-1-9	令4・7・1
安岡寛道後援会	坂本 啓	山根 綾子	高知市升形1-17 藤林ビル1F	令4・7・1
わかかわ慎太郎後援会	脇川 慎太郎	小松 千鶴	安芸郡芸西村和食甲2129-2	令4・7・5

高知県選挙管理委員会告示第126号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年9月2日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

政党の支部（国会議員関係政治団体以外の政党の支部）

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	自由民主党土佐清水市支部 (武政 健三)	上原 敏	田中 千盛	土佐清水市大浜141-8	令4・7・25
新		武政 健三	次田 美恵	土佐清水市旭町40-20	

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称 (代表者の氏名)	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	高知県医師連盟 (野並 誠二)	岡林 弘毅	坂本 一洋	異動なし	令4 ・6 ・29
新		野並 誠二	高崎 元宏		

高知県選挙管理委員会告示第127号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和4年9月2日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
松坂充容後援会	松坂 充容	令4・6・30
西川龍子後援会	西川 龍子	令4・7・26

高知県選挙管理委員会告示第128号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第3項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、法第19条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和4年9月2日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜
法第19条第3項第2号の規定による届出に係る資金管理団体

資金管理団体の届出をした者の氏名	名称	資金管理団体でなくなった年月日
西川 龍子	西川龍子後援会	令4・7・26